薬師寺所蔵「休岡八幡宮遷宮記録」について(下)

之記」一冊(宝暦七年)を翻刻・紹介したい。(寛文十一年)、⑦「八幡宮上葺修復日記」一冊(享保三年)⑧「正遷宮「八幡宮上葺下遷宮之帳」一冊(寛文十一年)、⑥「遷宮行熈次第」一冊もの、すなわち④「薬師寺八幡宮下遷宮之事」一冊(寛永十七年)、⑤もの、すなわち④「薬師寺八幡宮下遷宮之事」一冊(寛永十七年)、⑤もの、すなわち④「薬師寺本坊に所蔵される休岡八幡宮の遷宮記録のうち、近世の今回は薬師寺本坊に所蔵される休岡八幡宮の遷宮記録のうち、近世の

宮の遷宮にも影を落とすことになる。 宮の遷宮にも影を落とすことになる。 民正十三年に豊臣秀長が郡山に入部して以降の薬師寺は、「今度国替宮の遷宮にも影を落とすことになる。 この遷宮にも影を落とすことになる。 この遷宮にも影を落とすことになる。

日に上遷宮を済ませたことが分かる。国の重要文化財に指定されている堂方諸日記」にも関連記事があり、二月二十七日に下遷宮、六月二十六するまとまった記録は残されていないが、当時の棟札が残され、「西院して本殿・瑞垣・楼門ほかを寄進した時に行われた。この時の遷宮に関して本殿・瑞垣・楼門ほかを寄進した時に行われた。この時の遷宮に関近世になって最初の遷宮は、慶長八年に豊臣秀頼が片桐且元を奉行と

現存の本殿はこの時のものである。つまり近世の八幡宮の遷宮は、全面

及

 \prod

百

修造に留まるものであった。

次に4~8を個別に見ておく。

的な造替が行われることはなく、

屋根の葺き替えを中心として部分的な

慶長八年の造営時の遷宮記録を欠くため、永正十二年の記録を参照したとされるが、今回の修造は屋根の葺き替えに留まるものであった。慶長八年の遷宮からは三十五年目に当たり、当時も何とか式年を守ろうと長八年の遷宮からは三十五年目に当たり、当時も何とか式年を守ろうとで僅かばかりの朱印地からの収入に頼るようになり、永正度のような大々のないがたく、何とかやりくりをした様子が冒頭部分の記述から分かる。また金堂の二階に遷殿を設け、神体を神輿で八幡宮本殿から遷殿へ遷また金堂の二階に遷殿を設け、神体を神輿で八幡宮本殿から遷殿へ遷して「下遷宮」、また修造成った本殿へ戻す(上遷宮)手順が具体的に記して下遷宮)、また修造成った本殿へ戻す(上遷宮)手順が具体的に記して下遷宮)、また修造成った本殿へ戻す(上遷宮)手順が具体的に記して下遷宮)、また修造成った本殿へ戻す(上遷宮)手順が具体的に記して下遷宮)、また修造成った本殿へ戻す(上遷宮)手順が具体的に記して下遷宮)、また修造成った本殿へ戻す(上遷宮)が正之比ハ上代二ノ本の電話が働いていた。

される。

二四・四糎、袋綴装で表紙とも五丁で、こちらも欠損はない。⑤、欠損はない。⑥は記主不明。料紙は楮紙を用い、縦三一・六糎、横は楮紙を用い、縦二四・二糎、横一七・三糎、袋綴装で表紙とも一四丁は楮紙を用い、縦二四・二糎、横一七・三糎、袋綴装で表紙とも一四丁ので、こちらも欠損はない。

は記主の記名がないが、⑤とは筆跡が異なっている。行列の次第を摘記したものであるが、⑤と比べて次第に異同がある。⑥十七年より三十二年目に当たる。⑥は松明を掲げる場所・本数と神輿のこの時は本殿・脇社・中門の屋根の葺き替えが行われた。前回の寛永

白紙で欠損はない。
○のは享保三年の遷宮に関する記録である。記主は高範。料紙は楮紙を

が分かる。

今回は全面的な屋根の葺き替えも行われず、部分的な修復に留まる。今回は全面的な屋根の葺き替えも行われず、部分的な修復に留まる。

で相論があったこととも関係しているものと思われる。(8)ちょうどこの時期に唐招提寺の白衣方をめぐって薬師寺と唐招提寺の間(一三オ〜ウ)。これは「仮遷宮」という扱いによるものかもしれないが、いた灑水が、内部の寺僧によってなされているということが挙げられるまた注目される点として、それまで唐招提寺の長老を招請して行ってまた注目される点として、それまで唐招提寺の長老を招請して行って

白紙で欠損はない。 田い、縦二五・三糎、横一七・二糎、袋綴装で表紙とも一八丁、内三丁用い、縦二五・三糎、横一七・二糎、袋綴装で表紙とも一八丁、内三丁圏は宝暦七年の遷宮に関する記録である。記主は英弁。料紙は楮紙を

今回は正遷宮とされ、御殿の葺き替え、南の仮屋(「南之御廊」)の修存回は正遷宮とされ、御殿の葺き替え、南の仮屋(「南之御廊」)の修成が行われたが、修造そのものに関する記述は少なく、主に遷宮に伴って開帳を行う許可を奈良奉行に対して申請した際の遺り取りや、また奈良・郡山・高田など各地に宣伝の立札を立てた様子が記される。また、民事での作法などについて「委細別記之」(一オ)とするが、それに相下遷宮の作法などについて「委細別記之」(一オ)とするが、それに相下遷宮の作法などについて「委細別記之」(一オ)とするが、それに相下遷宮の作法などについて「委細別記之」(「南之御廊」)の修成が行われたが、修造そのものに関する記述は少なく、主に遷宮に伴って開帳を行う許可を表している。

註

- (1)「衆会評定掟法目録事」六ウ(『薬師寺史料』第一函第三号)。この記録(1)「衆会評定掟法目録事」六ウ(『薬師寺史料』第一函第三号)。この記録とする)に翻刻がある。
- 人程度となる。『勝俣論集』用語編、「三輩」の項参照。(2) 天正年間末には学・堂合わせて三十人程度、元和年間には同じく二十

3

も年欠ながら同時期の棟木銘が残されているので、厳しい経済状況にもを大破してしまった。北廊の棟木に同年十月二十二日付の銘が、南廊にするなど大きな被害を受けたが、八幡宮もまた南北の廊(南北座小屋)年閏七月の大地震の時のものがある。薬師寺は西院堂や東西両門が倒壊という記録はない。八幡宮の堂舎の修造の記録としては文禄五(慶長元)天文十五年の遷宮から五十八年目に当たる。この間、遷宮が行われた

かかわらず早くも修復されたことが分かる。『奈良六大寺大観 ている。 お中近世の八幡宮の修造・修復については、これらに簡潔にまとめられ (里文出版、 (岩波書店、一九六七年)の「八幡神社社殿」 一九九〇年)の年表参照。 遷宮を伴わないものも含めて、 の解説、 及び『薬師寺』 六 薬師 な

- 『上下公文所要録』 九五ウ、 『薬師寺志』。
- 5 刻がある。 前註(3)に挙げた『奈良六大寺大観 六 薬師寺』に棟札本文の翻
- 6 及川による翻刻がある。この記録には永正・寛永・寛文期の遷宮につい ても西院に関連する記事があるので、併せて参照されたい。 「西院堂方諸日記」二九ウ~三一ウ。『勝俣論集』史料編に高田陽介·
- $\widehat{7}$ らない。また「薬師寺古記録抜萃」(『大日本仏教全書』第一二〇、寺誌 堂方諸日記」四七オ)、長雅は宝永二年に引退しているので(『薬師寺史 御廊(仮屋)に被害を受け、修復が施されたことが挙げられるが(「西院 期の八幡宮の修造の記録としては、宝永四年十月の大地震により楼門と 叢書四所収)によると、元禄十二年に伽藍再興の願書を幕府に提出して いるが、この時の修造が八幡宮まで含むものであったか定かではない。 長雅は元禄年中に年預を務めた人物である。記録上確認できる近い時 第二九―一函第一五号)、彼が年預の際の修造は別に求めなければな
- 互に独立性を強めたことによるものである。 果として、かつては白衣方を通じて重なり合う関係にあった両寺が、相 の時の相論の内容などについては、 による経営から朱印地からの収入による経営に転換を余儀なくされた結 このことは本質的には、近世に入って両寺の寺家が寺辺郷の直接支配 『勝俣論集』)を参照されたい。 及川「戦国期の薬師寺と唐招提寺」 なお、唐招提寺白衣方とこ
- 9 も延べ一八○回余りもの開帳が行われている。 比留間尚 「江戸開帳年表」(西山松之助編『江戸町人の研究』 一九七三年)によると、宝暦の十三ヶ年の間に江戸だけで

関わるものとしたが、西瀬英紀氏より永正十一年の誤りであるとのご指 の至りであるが、ここで誤りを確認するとともに、ご指摘下さった西瀬 論集』)の「一八幡宮造替事、永正十一年甲戌十月廿六日亥時在之、 摘をいただいた。確かに、史料②冒頭の「自甲戌造替十二年目ニ修之」 (二二オ)の記述などから明らかである。基本的かつ重大なミスで汗顔 (甲戌は永正十一年に当たる)という注記や、『西院堂方諸日記』(『勝俣 前号掲載の本稿(上)において、史料①を永正十二年の八幡宮造替に

凡

英紀氏には紙上を借りてお礼申し上げる。

漢字は原則として常用漢字を用いたが、一部正字も用いた。また変体 仮名は現代の仮名に改めた。

本文は追込みとしたが、行変りは「/」で表し、丁変りは該当箇所に 丁数・表裏を傍注した。

表紙・付箋・押紙・異筆等は「 で傍注した。 内に記して本文と区別し、()

校訂注は「 〕で傍注した。

虫損等により判読できない箇所は□で表した。

本文中に適宜読点・並列点を加えた。

(史料本文)

(表紙) (表紙)

養天満宮遷宮 人幡宮神宝之事 薬師寺八幡宮下遷宮之事 薬師寺八幡宮下遷宮之事

五月廿八日 胤円得業]

出也、 不見間、 被申候間、 貧々ノ為体、 勝院ヨリ 五忌之弔ニ楽人役ニ罷下ニ付、延引/在之、 春中ニモ造/営可在之覚語之処、神主兵庫・秀佐日光山/東照権現廿(当さ) 調始末也、但、/堂前之造花ハ四瓶頭役ニ被造、祝酒料ニ八石ツ、被 ハ上代ニノ本知所領之事ナレハ、全盛之至也、今/漸々三百石知行ノ 跡ニ豊臣朝臣/秀頼公ヨリ慶長八年癸卯ノ年御造営雖/被成、 寛永七年庚辰六月十七日八幡宮下遷宮、/今度者蓋ヲ綴上葺計也、 六月十七日と申来候事、 左様之布施物、 難儀之至也、 郡山下総守殿播州へ国替、 尼定観房尊盛・尭経房宗秀被積衆也、 此度者百廿七年跡二永正十一/年甲戌年之造営在之旧記、 /出ル間、 追付可/致造営覚語ニ而幸徳井へ日取之事以折紙申 為寺家難調、 又花ノ新頭/役為積銭現米八石ツ、積直、 然間去々年寅八月二神道灌頂/東院之堂二而令執 其形儀ヲ以太概下知在之者也、 /上聞ニ者難達、併太破ニメ雨露之入御殿| 自他/之噪ニ付延引也、 漸々五月下旬に神主上リ 此造営/之事、 乍去、 当年者早々 永正/之比 其旧 去年ニ 遣候

経円法印任旧記、 モ廿九日ニ千巻心経在之 心経末座ニテ在之、 日二光英法印・長覚房/実胤・尭円房胤秀、 招提寺長老ニ立被申候由ナレトモ、 (以上六人シテ廿壱座被祈体也、 前広二荒神供被祈祷可然旨/評定也、 赤飯・ 豆 一腐ノ /吹物壱献之義式在之、 **/此度者八幡宮之廊ニ而五月廿八** 其外残学侶衆 堂方長賢房・春覚房・春 / · 堂方衆千巻 昔之旧記ニハ 又金堂ニテ

> 者四ヶ郷寺家ノ侭ニ不成候間、不/及是非義也、乍去、庄や衆荒神供 者四ヶ郷寺家ノ侭ニ不成候間、不/及是非義也、下去、庄や衆荒神供 者四ヶ郷寺家ノ侭ニ不成候間、不/及是非義也、下去、庄や衆荒神供 者四ヶ郷寺家ノ侭ニ不成候間、不/及是非義也、下去、庄や衆荒神供 本之、今程之事ハ蓋さへ綴/直事ナレハ、式姓ニハ成間敷間、壱石五 在之、今程之事ハ蓋さへ綴/直事ナレハ、式姓ニハ成間敷間、壱石五 在之、今程之事ハ蓋さへ綴/直事ナレハ、式姓ニハ成間敷間、壱石五 中主十一日ヨリ精進ニ入被申畢、神主別火料之事、/何角と異儀ニ雖 在之、今程之事ハ蓋さへ綴/直事ナレハ、式姓ニハ成間敷間、壱石五 中下遷宮/・上遷宮両度に相渡、其通ニ而調、別火被致畢、

経円法印之永正之旧記ニ四ヶ郷白衣之御供七十人/余在之、

只今之事

仕丁一﨟・二﨟、昔之旧記仁赤衣着由ナレトモ、 御輿洗事、金堂ノ北戸ノ外ニ新キクラカケ二/脚直テ其上ニ直、三日之間御供/進之畢、是ハ京升五升宛下行、合壱斗五升也、 着間、 神人壱﨟・二﨟別火料之事、 壱腐よひよせ洗セ畢、 下遷宮之夜御神供之事、八幡宮二而出立仁、京升壱斗/神主二下行 西院当行衆役ト見ヱタリ、今ハ其沙汰無之、 金堂ニテヲチツキノ御供ニ京升壱斗、 吉/に被補任畢、八幡造営ニ付、昔旧記ニハ千早之/布壱端ツ、 合京升四斗也、下遷宮/之前七日、上遷宮之前七日別火也 又風防百五十文取由見タリ、/此度者何角取不放、其沙汰無之 人足二/人召寄、 堅此度赤衣着候而出/仕可仕旨申付了、此度壱﨟広次・二 河水ヲ汲洗セ畢、 遷殿之/二階之事、 下遷宮・上遷宮/両度に弐斗ツ、 昔之旧記ニハ二階之掃除/スル事 / 合弐斗神主ニ下行也 (四 オ) 卅余回之焙煤事之外在之間 /此比不弁メ赤衣不 相 後日ニ

駒犬ニキスル紙、御幣、萬ニアツ紙三帖神主ニ下行、「御輿ハル事、神主一円沙汰也、御屏風ツ、ム紙、十九所ニ/キスル(四ウ)

神主役ト見ヱタリ、乍去、神主/無調法成故、細工ノ器用成寺僧衆合白ニテダミ、フク八ハ油煙ニテヌリ、升形/者白紙ニテハル也、是モ衛輿ノ蓋者アツカミニテハリ、檜皮色ニ絵ノ具ニテ/彩色也、玉ハ銀

力ト見タリ、

匁ニフセヲ相渡畢、匁ニフセヲ相渡畢、収ニ神主御興ノ廻ノ分ハ神主拝領/スル被申候間、上下遷宮ヲ銀子五何之ヲ、/二帖ヌイ次テ引也、水引ニハ新キ純子在之ヲ/引廻畢、然有之ヲ、/ニ帖ヌイ次テ引也、水引ニハ新キ純子在之ヲ/引廻畢、然何之ヲ、(至さ)(元)</

- 1 系書い一御興四ツノ角ニアツカミニテ、ウラ・面テ銀白ニテダミ、/小幡ヲシー御興四ツノ角ニアツカミニテ、ウラ・面テ銀白ニテダミ、/小幡ヲシ

被居也

人一﨟役也、 又綿壱丈買、戸帳ニ懸畢、/是モ神主拝領也、荒コモ・茅コモ拵事神 御輿ノ内荒コモ壱反・茅コモ壱反、其上ニ綿壱反/壱尺四寸敷テ遷畢、

ーユンデモデ申三、c-御前之外ニ灯用意也、

千早之布壱端神主へ下行、

覆面ノ布・手袋・下帯下行、

「これが、、」まないし、 シニモ敷由、神主被申候へ共、今/度諸事勘略之間、八幡ニ而敷タル 御前之キザハシカラ中門迄敷布、壱端神主へ下行、/金堂ノ二階之ハ

一御幣ノ本布・御輿ヌクイ布少下行在之、布ヲ敷候/へと申渡候也、

一十九所ノ結布、一御屏風ノ結布壱端下行在之、

レトモ、今者其沙汰無之、神人一﨟千早布壱端下行在之、昔之旧記/ニハ二﨟ニモ千早在之由ナ

一金堂の二階ノ上、北ノ方之西東ノ柱ニ灯ガイ二ツ打、/油火灯畢

二階之上リハシノ真中ニ左右ニ蝋燭二丁灯畢、

上也、昔ゟ如此也、二階之上リハシノ真中ニ在之堂ノヌキヲ取也、是ヲ/不取レハ御興不二階之上リハシノ真中ニ在之堂ノヌキヲ取也、是ヲ/不取レハ御興不

候間、/ヲカシカラサル事トテ只今モ如此也、昔之旧記ニハ不見/トモ、此先之遷宮ニモ如此アリツル由、楽人衆申下遷宮有テ御神供モ相済、其後寺ゟ神主/方へ指樽壱荷祝儀ニ遣了、

テ居テ遷殿ノ麗水過申、/其ゟ八幡へ同道也、北ノ方ノ御廊ニ且待テ致事候間、/両度壱貫文ニ而可被御寄進旨申遣候敷/少学頭金堂ニ待布施物之事、先規者両度に/弐貫文ナレトモ今度之儀ハ勧進奉加以テ麗水ニ招提寺長老代ニ湯屋坊被越畢、定日承仕/宗賢以年預へ申遣了、歴

次第也、十九所モワキゟ手ヲカケさせ可申候、/一円に力者ニ持せ候事、曲事十九所モワキゟ手ヲカケさせ可申候、/一円に力者ニ持せ候事、曲事一十九所者当行衆役也、二人持テ行也、是モ結布/ヲハ当行衆取由也、

裏頭之事、一円衆堤之役之様ニ昔之旧記ニ見タリ、 (産)

別ニチヤウチン壱ツ宛ヒタタレキニ/持せ、

楼門ノ外ニ東上ニ北ノ脇

/ 今度者寺僧衆人

西院之衆者南ノ/脇ニ東上ニ立畢

一行熈之次第、

二立畢、

調、ヲウト云テ出ル也、一番ニ仕丁広次・元吉二人、左右ニ楼門ノ外石壇/ノ上ニ立テ諸事相

二番二中綱左右二行、今度者三人出ル、

三番ニ白人ノ地下人

四々二黄衣ノ神人、御屏風并戸帳両人左右ニ

五々ニ中行、 御幣持、

六々ニ中行、 麗水、

七々ニ中行、 神人、楽人之衆ハ神主廻ニ行也

八々二御輿、 当行衆末二人、教音房・実春房

次二十九所、左右二行、西院当行衆二人春教房・長泉房

一柱松明、楼門ノ外北南左右ニニ本立、鳥居ト楼門トノ真/中ニ左右ニ(ウ、キ)ニ蟷カテメキ右ニニ行ニ、 二二本立也、 二本立、鳥居ノ東ノ方二間目程ニニ本/左右ニ立、鳥居ヨリ内ニ以上 六本也、西院ノ弁才天ノ南ノ/角ニニ本、南大門ニニ本、若宮殿ノ北 ノ方ノ角ニニ本、/西院ノ丑寅ノ角ニニ本、金堂ノ北ノ雨タレノソト 、楼門ノ前ト金堂北戸ノソトニハ替松明用意シテ立替/

(三 台 塩 急)ーサンタイノキウッ楽で 乱 声) 楽ノ次第 一 (調子) (電子) (

麗水ニ付モノ

一テウシヲ始テキヤウガウ楽道ノ間

金堂ニテ、テウシヲシテ後ニ、

一万歳楽 サンタイノキウ 次タイセツ、

笛二芝丹波、越後名代也、

笙東豊後

以上十一、

ヒチリキ木工

(一O才)

太鼓左近

此外寄進仁二三人越体也

住連ヲ引、八幡ノ御金堂正面格子ノ内、 八幡ノ御前ノミス二間懸テ灯炉ヲモ/三ツカ、カラ竹ヲワ 西ノハシ、北ノ後堂へハイル戸ヲ指テ直テ/上ニ

> 階ノ北ノ方ニ/ヨシスタレ三間カイ候てカケ畢、二階ニ有之クラカケ 爰ニテ有、八幡ノミス/今一間残テ有ヲ二階ノ南ノ口ニカクル也、二 タシツリ御明進之畢、爰ニハ八幡ノ/外ノ机ヲ直テ神供モ備、神楽モ

/ 机二ツ神主拝領也、 ヨシスタレモ取由也

一金堂ノ大床正面ノ西脇拵切テ長床ヲ敷、常ニ/勤行有之、下遷宮ノ後、 用意ソ直悦有テ退散也、 明三日之間千巻心経有之、/両座共出仕也、常ノ講門等萬爰ニテ有之、 下遷宮ノ/夜モ、御神供相済畢テ、両座ノ衆モ爰ニテ取肴ニテ/酒ヲ 扨寺家ノ被官/共ニモ骨ヲ折つる間、 酒ヲ呑

八幡ノ内陳ノコマ犬・机、十七日七つ時分ニ神主御殿へ入、〔注〕 セラル、也

取出、

吉祥天女・八幡画像之本事、右同前ニ二階ノ下、舎二十)ニオ)、金堂ノ二階ノ下南ヨリニ新コモヲ敷直也、 舎利ノ花ノ台ノ上

蓋ノ葺初ニ、六月廿四日洗米ニテ御酒進之也、檜皮大工/吉右衛門ニ 下遷宮以後毎日洗米ニ御酒・神楽有之由、先規之/旧記ニ見タリ、 之、無人ニテ何角不成故、 去、今度者十日二一度ツ、千巻心経/在之テ、御酒・洗米・神楽等有 /諸事勘略也、 乍

料足廿疋遣了、蓋能念入用ニトノ事也

一御殿ノ廻辻子ノ内、神木ハヱ、覆蓋クサルニ付、/七月三日ニ光英法(ニュ)

印神道ノ木ヲ切、大事評定ニテ/其後枝ヲ打、 本切四五本致畢、

本社・脇社ニ百ツホ余有之由、 壱本、カシノ木、ナギノ枝、 白槙・シイノ枝等也

蓋葺吉右衛門申候、

/ 本社四十坪

(三三*)
社卅坪宛在之由也

上遷宮之事、幸徳井日取八月廿三日と申来候事、 略爿不書之、 /諸事下遷宮□不替

仏具・三面・花瓶等大事之御道具/在之つるヲ、

御殿御道具、御剣・

(三三) 右之御道具之日記神主方ゟ来間、 後、盗人御殿之/金灯炉三つ盗取つる間、 今度遷宮ニ不見間、 旁々穿鑿雖/在之不知、 / 記之、 左様之刻取つる哉之/事也 右秀頼さま御造営被成以

神主方ゟ来御道具之注文

一御しとね(褥) あくら ーつ · 御太 : ^量刀 御 半たゝみ 服 帳題 一重 三ふり ーつ 但錦袋ニ入、 飾つりニテ、但右あくらの上ニ

御硯箱 ーつ だいニのせて、

一神馬 くらおき一疋 一御きやうそく 一つ 一御屏風 一双 っつ 一御とう三つのとう一個で無一のである。 廿五 からかね

十二せん 仏具 三つ

右分御殿御道具也、 但此内不見分多在之、

、銀百匁、其外檜皮大工ニ鳥目二十疋宛/遣了、

仍如件 寛永十七年辰養天満小宮三所破損之/間、八幡宮正遷宮以後払、(ニュ) 甚兵へ/八幡ノ御廊ニ而令細工者也、 廿三日ニ正遷宮在之、学侶衆/・同西院衆茂出仕ニテ御酒等在之、大工 然旨一/決ニテ、八月十七日ニ宝積院光英法印被遷宮/者也、 時之神主、 今在家/孫右衛門出了、 同年九月 造宮可

5八幡上葺下遷宮之帳 (寛文十一年)

寛文拾一年

幡上葺下遷宮之帳 ^{亥辛}三月 H

八幡御殿・脇社 中門上葺畢、 仲経法印 、遷宮之日取幸徳井ヨリ三月九日

> 右庚辰ノ年上葺、綴上葺ニテ辛亥ノ/年マテニ卅二年タマリ畢、 サ二尺二寸、葺足下五部/・中六部・上七部ニ究了、蓋ノ祝、葺テハ吉野六田/カラ以上六人来リ、何も上手共ニテ有之、/ 御廊ニテ禰宜ニ/出サセテ採色致候、其例ヲ引、寺ヨリ/申付テモ曽寺僧中御廊へ出、右之通禰宜申候/ツキ、右之時ハコマ犬ソコネ候故、 ヒ候、 三郎卜/申者皆料二誂、 御幣ハ/堂童子一﨟ニ持せ遷宮在之也、事外大雨/降了、 同心不致、 我等か申分ニハ/同心不致候程ニ、 遷宮在之者也、禰宜申分子細者、/勿論内陳之御道具不残金堂へハコ 付候へ共、一円ニ同心不仕候故、 /本社・両脇社・中門マテ皆是葺了、/檜皮棟梁奈良幸ノ丁権(ニウ) /外之コマ犬ハ金堂へハコヒ申事、前々ゟ不持(ユータ)・神主申 房敷立破帰了、/其趣ニメ下遷宮之時ハ禰宜一人モ無之、 銀三貫四拾匁ニテ渡畢、/寺ニハ一円不搆候 /神主寺へ、禰宜共ニ申付候へ共、 寺ヨリ仰被付様ニと申候故、 檜皮長 棟梁ニ 今度

下遷宮前ニ荒神供祈祷在之也、/三月四日円徳院専慶五師/・ 尊盛五師・福寿院尭勝五師/・地蔵院興胤五師・龍眼院玄栄得業/・ 取肴壱献之/心持ニテ、四ヶ郷庄屋衆・禰宜・仕丁/・中綱、^(四オ) 其外/残学侶衆・堂方衆ハ千巻心経在之、/赤飯仏供ニ豆腐ノ吹物、「火」 テ成共/御供可仕旨被申渡也、 ひ一献させ畢、地下人へ、心指/人々白衣ニテ成共、 太尊院高栄得業・福寿院尭胤法師、/以上七人メ廿壱座被祈祷者也 前三日精進也 又ハ袴・肩衣ニ 養勝院 此等よ

神主精進ニ入被申、別火料之事、 ニ被渡候か、此度/壱石ニ究候て渡畢、(四ウ) 右之時者/八木壱石五斗ニテ両度々々 神主色々申候得共、是/非共

堪忍致させ畢

下遷宮之夜御神供之事、 禰宜一﨟・二﨟両度ニ壱斗宛別火料/渡畢、 八幡ニテ出立ニ/京升五升、又金堂ニテヲチ 以上京升弐斗也

日 ツキノ御供京升/五升、合壱斗禰宜ニ下行スル也、(五才) ラ間、 千巻心経在之也、其後カラ/十日メニ心経在之 明日カラ 洗米三

御輿洗事、 遷殿/二階掃地・焙払、 [媒脱カ] 八幡川ニテ宗円・玄良/・承仕長音・フレ宗三郎、ハマピノ・ヤクシ 此等ニ

一遷殿南ノ方ニ簾二枚カケル、北方ニモ古簾/カケル、(注)、洗セ畢、遷殿/二階掃地・焙払、川水ヲ汲セテ二階浩 川水ヲ汲セテ二階洗セ畢 西方面へハコモ

ヲハル也

還殿へカケ橋長三間五尺也、橋ノウラニハ五寸通之竹弐つわりニメカ

御輿之通ハシユチンニテ引廻、水引同事ニテ/引廻也キ付畢、西東ヘサシタル/ヌキヲ取也、

御輿ノ内、荒コモ一反・茅コモ一反敷テ/遷畢、遷殿二階コモ二枚、

以上四枚神人/一腐役也、 鞍懸二ツ入

一千早之布壱端神主下行、 蝋燭一丁八幡ニテ入、薬師ノホリハシノ中程ニ/左右ニ蝋燭二丁、上 遷宮時モ如此也、 /金堂ノ上西東ノ柱ニ灯カイニツ打、 油火灯畢、

御前之キサハシカラ中門マテ敷布壱端、 八幡ニテ敷タル布ヲ敷了、 神主/金堂之二階ノハシニモ

御幣ノ元布

御神裹布

十九所結布、 御屏風ノ結布

一御輿ノツナ布、 神人一﨟ニ千早布

以上、此等ニ布五端入ル也

御輿八幡ゟカイテ薬師ニ其侭直テ、又上遷宮ニ/八幡ヱカイテカラ、

薬師 へ御輿ヲ当行衆カイテ/金堂へ入直也、 是モ両度之カヌル也 御輿ノ布ツナ当行衆拝領

一十九所者当行衆役也、二人持テ行也、是モ/結布ヲハ当行衆取也、十年ウ 九所役延寿院 / 実春房・上生院学善房、 上ノ役也、 御輿者 / 寿明院長

真房・龍蔵院教宣房、是ハ次役也、

外ニ東ヲ上ニ北ノ方ニ/学侶衆、 如先規寺僧衆人別ニチヤウチン一ツ宛/持セ、ヒタ、レキ也、楼門之 南ノ方是東ヲ上ニシテ堂方衆左右ニ

◇行 ◇烈 也、

行烈之次第

上立テ諸事相調、ヲウト/云テ出ル也 番ニ仕丁一﨟元次・二﨟広泰ニ任ル、 /二人左右楼門ノ外、 石垣

一ウクタ 中綱左右ニ行

三々

白人ノ地下人□

四 々 神人、 御屏風并戸帳、 両人左右ニ、

五. 中行、 御幣持、 神人一﨟役也、

六々 中行、 麗麗水、

七々 御輿、 当行衆末二人教宣房

次ニ十九所左右ニ行、当行衆等寿房

次ニ
歳素左二行、但重衣ニ白五帖ヲカケル也、

下遷宮・上遷宮蜂起在之、

一柱松明、楼門ノ外北南左右ニニ本立ル、 鳥井ノ外左右ニ、中門マテ左右、 何も打カケ/ケサニテ、(打懸袈裟) /鳥井ト楼門ト真中ニ左右こ

二本立、 ノ北方ノ角ニ二本、西院ノ丑寅ノ角ニ二本、 /川堤ニ左右ニニ本立、 以上六本、 南大門ニニ本、 /金堂ノ北ノ雨タレノソ /若宮殿

トニニ本立也

麗水、招提寺長老代不動院尭勤房/雇畢、○メ゙ 奉物鳥目壱貫文取ニ遣也[華]

御簾ハ寺家ト西院八幡之御廊ニテ/採工ニ致畢、細カ 幸徳井日取之礼二鳥目五十疋遣也

ヘリハ上々瀑壱疋入

金物皆ハスシテ大坂ニテ洗畢、 金物数 四百卅余有之也

> 薬師寺所蔵「休岡八幡宮遷宮記録」について(下)(及川) (137)

御殿前後之樹木大方切畢

御殿瓦峯・獅子首、 以上三ツワレ畢、 / 五条助左衛門子共作申候、

三拾匁二出来畢

御殿蓋ノ脇社坪数、一ォン 百坪有、

正遷宮前ニ禰宜トモ詫言ニ、 、ヤ次右衛門・六条市兵衛、 此等/被出候て色々申候故、 西音寺大庄屋/・九条ノ八左衛門・五条 何も寄合、

惑存候故、 﨟・二﨟ニハ/申分雖在之、 前々通二役目/仕候へハ、なを~~可申候間、 今時分忙敷ノ時分之事ニ/隙欠申所迷 弥々無沙汰

不致様、 / 急度被仰付頼申候、就其、上遷宮之時、 禰宜 /共前々通御

中間二大四目張、水垣八幡御殿之内掃地仕、 阿闍梨尊慶五師 / 内陳之内脇社祓被致候、

水垣北南ニ四目ハリ畢

供させ申候

正遷宮同年六月十六日幸徳井之日取ニテ/在之也、 万事違/無之候、 様子何も下遷宮通

今度遷宮之刻、 御殿脇社・中問・水垣丹ニテ採色畢、 十九所明神下書写/直也、為後代重宝可有者也、 /絵之分者右之通ニテ直申候、

寬文拾壱年亥六月十八日書之者也、 / 為後代造営一々註書付畢

6 遷宮行列次第 (寛文十一年)

遷宮行熈次第 寛文十一年

(1オ) 亥三月九日」

楼門外南北、 柱松明立所

左右二本、

代 鳥居外北ノ角、左右二本、

弁財天ノ南方、左右二本、

西院ノ丑寅角、左右弐本、

金堂北雨垂外、 左右弐本、

蜂起之次第、

鳥居外ニテ五シ切、 南 大門五シ切

以上遷宮前

中門ニテ五シキリ、 遷宮以後也、

中下腐貝吹衆行烈次第

左 高栄 秀円 胤継 政英 高範

(三之) 州宮御輿行烈次第 (三之) また また またま こと

番 仕丁元次・広泰二人、左右に/楼門ノ外、

石壇ノ上ニ立テ、

諸事

調テ/ヲ、ト云始也

二番 中綱、左右二行、

終

白人ノ地下人、是ハ永正ノ旧記ニ如此、

五番 中行、 御幣持神人、 一﨟役也

黄衣ノ神人、御屛風并戸張両人、

左右ニ行、

麗選水、

七番 神主、 楽人者神主廻二行也

鳥居卜楼門卜中間、左右二本、

ウ 南大門外、左右弐本、

若宮殿北ノ角、左右弐本、

以上松明十六本、 旧松明用意ノ立替也

十月廿五日下

遷宮在之、

依之内陳ノ御道具、

机并コマ/犬等迄不残

此度ハ仮遷/宮ナル故、

神主ニ日取させ、

取ハ本式ハ幸徳井へ申遣、

人々ハコヒ畢

九番 十九所、左右行、完奉房・学善房、当行衆二人

「八幡遷宮之記」 (裏麦紙、異筆) (裏麦紙、異筆)

終

⑦八幡宮上葺修復日記 (享保三年)

享保三戊戌年十二月日

八幡宮上葺修復日記

高範法印記之、」

録遷宮之次第/相勤畢、/然レトモ其記録一乱以後失墜スル故、今度ハ/依寛文十一年之記/然レトモ其記録一乱以後失墜スル故、今度ハ/依寛文十一年之記三戌戌年所経四十八年也、/其間地蔵院長雅年預之節修復を加へ畢、八幡宮御殿・脇社・中門上葺、寛文十一辛亥年/皆造宮在之、至享保土

本式之遷宮之次第ハ寛永十七年并寛/文十一年之記録ニ具ニ在之、 敷居・鴨柄ヲ以構え、 禰宜二人/・中綱一 御廊迄新敷薦ヲ敷、 カコヒ、内陳ヲ二間四方ニシテ、 之側ニ南向ニ新敷/松板を以棚ヲシツラヒ、北東西ノ三方ヲ/板ヲ以 度ハ修復/計故、 ヲカケ北南ニ引畢、 新敷薦ヲシキ、 任長雅修復之例、 人・堂童子弐人ニ手伝させ畢 双 御神体ノ下ニハ菅ヲ以薦ヲ拵へ/敷畢、 学侶衆中下﨟 、方ニハ法隆寺・中宮寺宮様ヨリ菊ノ 障子ヲ立、 南ノ方ニハ/正月吉祥行法之時ノ 外ニ翠簾ヲ懸畢、 八幡宮南ノ/御廊、 /・堂方三四人モ手伝、 内陳ノ棚ノ上ニ 北ノ端ノ廊門 承仕二人 御紋ノ 中門ヨリ 今

合両度ニ弐斗遣シ畢、一禰宜一﨟・二﨟ニ下遷宮ノ時五升ツ、、上遷/宮ニモ五升ツ、、二人

正遷宮ノ時モ右之通相渡シ畢、世中綱ニハ別火料不造也、出たさせ申故、一人ニ三升ツ、、三人ニ九升、/此度者禰宜名代ニ/手伝させ申故、一人ニ三升ツ、、三人ニ九升、/一堂童子二人・中綱一人、是ハ先年ハ別火料/遣し申事無之、然レトモー

不遣之間、此度元次ニ任シ畢、仕丁一﨟ハ広泰、二﨟父ハ元次ナレトモ、只今ノ/二﨟ニハ未名乗ヲ

御幣ノ紙、

杉原笠紙三四帖用意畢、

布

モ三反ハカリ用意畢、

是

ハ

九所ノ/明神ツ、ム用意也

下遷宮之時、 厨子ヲ新敷拵入畢、 人ニカ、セ畢、 ノ輿ニテカキ可申也、 中 ノ御神体 御輿ニテ御殿ヨリ御廊迄/行幸也、 御殿之内三尊在之、 度、 御輿へ移申時ハ、 脇立ノ御神体一 此度ハ/無案内ニテ厨子共ニ御輿へ入畢ル故 右ノ御神体ハ、 度ニテ、 厨子着御在テ後、 禰宜二人・ 一度ニ移畢、 /長雅修復之節 堂童子二 三尊共ニ 御

(139) 薬師寺所蔵「休岡八幡宮遷宮記録」について(下)(及川)

近ノ事故不吉、 古キ翠簾ヲ二ツカケ、其外ニ吉祥ノ時ノ/紙帳ヲ懸ケ畢 若/金堂江移シ申時ハ置付可在事也、遷殿ノ/跡ニハニオ

下遷宮之夜、本社ニテ出立ノ御供京升五升、 之畢、/閏ノ十月ニ三度、十一月十五日・朔日、堂衆出仕畢、其後ハ十日ニ一度ツ、/千巻心経在 御供備畢、 両度ノ御供料壱斗/下行畢、 此度京升五升ツ、禰宜へ下行畢、 其後ハ十日ニー度ツ、/千巻心経在之、南ノ御廊ニテ修 翌日ヨリ三日之内千巻心経/学侶衆・ / 遷殿ニテ落付ノ御供五 極月朔日、 以上六度

ゴフン本社内陳之内、 シトネ
毌寅・辰巳ノ/角ニモツリ板ヲ北南ニツリ畢、 脇社・本社ノ取リ付前ニハ蔀在レトモ、後ノ方ニハ蔀/無之故、ケ様(ト、ギ) 二吹コミ申故、此度左右方ノ屋ねノ/取付ニ蔀ヲさせツリ畢、 胡粉ニテ塗らせ畢、 東北南ノ三方ノ板ニ雨漏リの/跡在之、見苦敷故此度 **/是ハ大風之時三方ヨリ吹コミの漏リ成ル故、** 本社ノ

御褥古ク成申故、 擬法珠モウルシニテ塗セ畢 絵を書セ畢、外の/大机一脚、 キモ/十八在之、悉塗セ畢、 三脚在之、少々損シモ在之故、/此度塗師ニ申付塗セ畢、 二縫付畢、其外/内陳之御道具ハ不苦故、其侭差置畢、 羽二重ノ絹を以御フトンヲ/三つ拵、 外御供ノサンボウモ 外ノ師子二ツ採色為致畢、郷 /御膳採色仕直し、 御褥の畳の上 /内陳に高机 御膳ノ高ツ 高欄、

寛文十一年ヨリ此ノ戊戌ノ年迄四十八年ヲ/経ル故、 やねハさし板ニテ修復の分也、 軒付悉ク大敗壊に/及故、 本社・脇社前後六方の軒悉葺/替畢、 /夫故檜皮大分入畢 本社・脇社共ニ

檜皮 十九駄 駄賃共二

代壱貫目計也、

蛇腹裏カハ裏板・さし板

代三百五十匁計

弐石八斗

竹釘

二十四割 代九拾四匁三分 壱東ニ付三升替也 三十四本

代廿四欠

やね葺手間 三百六十三人

代七百廿六匁 一人二付弐匁作料也

右之飯米 代九百四拾三匁八分、石百三十匁かへ 七石弐斗六升、一人ニ付弐升ツ丶、

カタヲリ金釘 代物通二有、

葺入用

メ三貫百三拾八匁壱分余り也

獅子首ノ瓦 瓦や又三郎

代三斗、銀ニメ三拾九匁

大工手間

塗師や手間入用

百五拾八匁六分六十九匁三分

翠簾 宮三社長押ヨリ下、 瑞垣中門ノ屝ノ絵獅子・御膳ノ彩色入用也:彩色絵や竹坊権之助

代百拾七匁

郡山かち町翠簾や仁兵衛

右

委ハ年預払帳ニ有

惣合三貫五百廿弐匁余り也

之候、 やね屋五丁の事、 可申旨、 ツ、相渡シ申故、 飯料一日ニ弐升宛 / 寺家江願ヒ申故、 孫六寺家江願之候作料、一 年預ニ而毎日 /御渡シ候者、 惣而一山の用ハ何れニテモ/年預江弐升 五丁相勤候時ハ、 作料モ一日を弐匁ツ、二致シ /人ニ付弐匁五分ニテ有 作料弐匁五分二飯

し可申筈ニ相極畢、 細 と快伝と/相談次第二候、 り候而相勤候へハ、/食たき一人加増之間、 仕候へハ、 而快伝/五丁相勤事者寺家の勝手ニ能有之故、 難申付候、兎角快伝と孫六との/相談次第ニ可仕之旨申付畢、 ツ、を寺家江 之迷惑仕候間、 飯料相渡シ/申筈ニ評定相極リ畢、 二罷成候へハ、三百六十工ニハ百八十匁の/惣寺の得付申故、 料弐升ツ、/入申故、 ハ、弐升ツ、ニテ飯料相極候上ハ、 昼食朝之内ニ持参申さねハ/難成候、 /算用有之道理なれハ、寺家ヨリ是非に/相勤候へとハ 承仕快伝方二而/頼申度旨、 彼方江 寺家ヨリ承仕江申付ル事ハ/難成候、 飯料相渡シ申時 又孫六願申候ハ、郡山ニ而 /弐升の内ヨリ毎日一人前五分 遠方毎日参候も 願ひ申候間、 /薪程の事ツグナイ遣 毎日五分ツ、/下直(元ウ) 此元ニ而何方成共か 其段ハ孫六 其上ニ 遅速有 / 五丁 其子

塗師屋の倅ニ御廊の礼盤并前机/二脚塗り直させ畢 棟の獅子首の瓦モ、 中門モ裏ガハ迄クサリ申故、 御殿の翠簾彩色モ、 多入可申間、 其侭差置、 八幡宮江 /罷出相勤候へ共、 此度/瓦やに申付、 アツラへ申事/可然由ニ評定相極、双方共ニ誂畢、 先年の大地震之時、 寛文年中ノ上葺/之時ハ、学侶・堂方老若共毎日 裏板を仕直候、 今時ハ世間モ花色ニ罷成、/還而造花も 後の築地ノ瓦モ処々敗損させ/畢 /南ノ方ノ脇社の瓦落申故、 /檜皮の余リニテ葺セ畢、

正遷宮極月十五日ニ正神主ヨリ日取有之故、/十五日八つ時分ヨリ学一之 飯を (マ、) 其外諸道具ハ不残社壇江/入、 故 相勤移畢、 侶・堂衆罷出、 あまり 御 寺家ヨリ 出立 是通戸帳無之故、 浅間ニ見ユル故、 の御供ハ禰宜江五升/相渡シ、社移以後移徙の御供 脇社の 備 一、本、 /内陳ヲ掃除シ、十九所明神ハ此方ニテ遷宮/ 其余分を参詣の 脇社の 此度布ニテ戸帳を仕而 本社三尊計神主ニ相勤させ畢、 /内陳江参候へハ不残拝せられ申 郷中者 内の者共マテ頂戴 /前ニかけ畢 其夜 い赤

> 大永・天正・天文之旧記ニハ、正神ニャ)(マン) させ 畢 御酒モ遣し、 何も頂戴シ千秋万歳の/ 、祝義相勤畢、 几 ケ

子将監を権神主と書付畢 人有之故、此度父子/二人来、 下遷宮相勤候間、 正神主・ 権神主/二人有之、今時ハー 父を正神主と/し

上葺成満之上ニ而、 ニ而孫六江銀五十匁、/外五人江弐百文ツ、祝義遣シ畢、上葺成満之上ニ而、棟梁孫六・手間取五人、/以上六人を振舞、 其上

一上葺之内、 之饗応畢 西院老若・役人共迄振舞畢、 赤飯ニ酒肴/遣シ、 円成院ゟ一度、金蔵院ゟ一度、 孫六其外の者共江饗応シ畢、 /夫故西院惣中ゟも右之通一度持参/有 /養徳院ゟー度、 次テニ/学侶中老若 以上三 度

御殿掃除之後、 則/伽羅を三社共ニ焼畢 法印高範内陳之内麗 水豊 脇社之内陳も同ク麗水畢

十九所明神之神体をハ、 裏ノ書付共写、 中門ニハ大七五三、西ノ瑞垣ニハ長七五三、 則図ニ書付畢 寛文年中 / の造営之節悉ク写させ畢 /禰宜共ニ申付 引畢 此

寛治年中之比、 |年三月廿一日奉書改畢 被図御体之処、 、其地依為障子、 為虫被セ損、 仍永仁

絵 師

前 頼 澄大法師

筆

紀 紀 是勝 是重

快舜

!僧正法印大和尚位顕 覚

行事権寺主従儀

別当権

正

神主右近

衛府 衛府

生

権神主右近

度

(一四ウ・一五オ)

北 南 玉依姫(タマヨリヒメ) ジ脇社 神宮皇后 僧形八幡宮 ル脇社 六社 四社 五社 Ŧi. 社 社 社 北良明神 藤本明神 今柴明神 柳 龍田明神 河 山柴明神 榎本明神 西園明神 武内大臣 □不見、 コレモ不見 大神明神 本明 ?合明神 神 第一 第三 酒殿明神 第 第 宮薗明神 辰巳明神 間 間 間 間 第三間 間

とアリ、 リ二十年以 三十四年也、/元亨年中ヨ ニテ/享保三戌ノ年迄四百 永仁三年ハ後伏見院ノ年号 リ六十年余以/前也、 十二年也、 テ/享保三戌ノ年迄六百三 寛治年中ハ堀河院ノ年号ニ ノ小宮ハ/松童子ノ宮也、 ハ南ノ脇社之内ニ在之故ニ、 幡宮ニハ/本社之脇ニ武内 ニハ/廿二社在之、可為之、 十九所明神と申セ共、 、大臣ノ宮在之、 別ニ宮ハ無之、御廊ノ北 中ノ御殿ヨリ左右江一二 / 山城国石清水八 /保元・平治ヨ / 前也、 /当寺ノ

以上 享保第三戊戌極月十八日事也、仍所記如件、 一正遷宮十五日、日中時分ヨリ少々雨降、 結講二修復畢、千秋万歳 ———、/翌十六日朝、学侶・堂衆不残:巻詣有之故、遷宮以後、於/北ノ御廊ニ御供・御酒頂戴畢、此度者) シ、御礼として/素麺廿把差上ケ畢、 道具/不残遷宮畢、双方ニ引たる幕も大分/ヌレ申故、 事用意有之、暮六ツ過ヨリ/シキリニ雨降候へ共、本社三尊菩薩・ 後者唯寺毎有之故、存分二御 伝江此度ノ分骨として/八木三斗、仕、千巻/心経有之、御供モ備畢、 学侶・堂衆出仕、/諸道具内陳江納畢、 之、御殿上葺何角入用、 /四貫目余りノ入用也、今度者先年/一乱以 修復相勤畢、 八幡留主ゐ浄円ニモ壱斗 則五升下行畢、 其夜四ヶ郷ヨリモ/庄や・年寄 神主者七ツ時分ニ/被参、 少止畢ル故、 八木者兼々用意/可有之

腐法印高範記之、

下遷宮之時、 ニテ入用也、 正遷宮/之時ハ遷殿の内陳ニテ入用也、 桶樽杉新敷用意由、 是ハ神主/下遷宮之時ハ御殿之内陳 其後者神主可被

拝領也、 即其夜神主持帰ル也

(_{表紙)} ⑧正遷宮之記(宝暦七年)

正遷宮之記 宝暦七年丁丑年

十月八日 英弁擬講」

一八幡宮御殿修理之義、去四月衆評 百目ニ而/檜皮屋ね葺かへ申付、 積帳面等為指上畢 决、 郡山本町山本平六へ四貫五

七月十一日吉日二候付、 下遷宮作法致、 /摩利支天之内板ニ而かこひ、

/ 拝領有

学侶・堂衆不残出 / 其上ニテ承仕快

円成院ニテ干

八ツ時分ヨリ

/ 委細別記之、

一御殿屋ね替、奉遷之、/委 新調/ニ申付、 七月以来相葺候二付、 御簾者郡山紺屋町奥田屋 此節/大概出来、彩色并御簾之事、 /市郎兵衛と申者江、

彩色者(マン)

丑十月七日衆評一決之事、 目二而三社之/共二申付畢、

三 南 都 / 御殿修理年内ニ者大方成就可致、 事相極メ、三月二日より二七日之間 等諸人へ為拝可然哉、 御奉行所願書指上ル、 段々及衆評 /正遷宮之義来年三月之積り二諸 / 御法楽之法事修行致シ、 / 其通一決畢、依之十月十八日 且神宝

奉願口上書

当寺鎮守八幡宮之御殿修理/成満仕候ニ付、来寅ノ三月二日正遷/宮 申度候、右之段御許容被成下候 神宝等為結縁諸人ニ拝見為致/度奉存候、且又御当地へも標札/差出 仕、 当日ゟ十五日迄二七日之間、 /様偏ニ奉願候、以上、 / 為御法楽法事修行仕、 并仏像/・

宝暦七丁丑年

薬師寺惣代

十月十八日

御奉行所

宝積院印

/勝手次第二執行可致被申渡畢==ウ)

右之通斎藤倉蔵取次ニ而差出候所、

,翌十九日被呼出、

願之通被聞届

十一月十一日御奉行所江罷出口上書/左之通

当寺鎮守八幡宮修理成満二付、 下難有 、執行、并仏像・神宝等拝見為致候義、 奉存候、 依之標札差出度候所 /来ル寅ノ三月二日ゟ二七日之間法事 /御願申上候所、 御許容被成

当地

樽井町

奈良坂

郡山

柳町門前 高田門前

三条尼辻

寺中門前

大安寺村

(四 ウ)

右之場所へ標札出シ置申度奉存候、 、御聞届被下候ハ、難有可奉存候

宝暦七年丑十一月十一

日

薬師寺惣代宝積院印

右之之通差出候所、 御奉行所 早速聞届有之、 勝手次第二可致被申渡、 取次斎

二付、/法事執行致候、依之猿沢辺へ標札出シ/申度候、御支配下ニー同日、興福寺文豊本江北之坊を以/申遣口上、明年当寺八幡宮正遷宮(孟キ)

候故、 御届申上候、 則写 / 懸御目候、 七大寺最初勅願所

従来寅ノ三月/二日十五日迄二七日之間法事

当寺八幡宮正遷宮仁付、

執行、并/本地仏・神宝等為結縁令拝見者也 丑⁽五 十一 月 日

十二日、北之坊人足四人ニ標札為持、標札/為立ニ参ル、 寺相済候へ者、外ニ/届候所無之、樽井町用人江五百文遣之、 話頼置、 但シ標札者仕舞此方へ戻ス筈、 樽井ハ興福 札世

奈良坂村ハ庄屋江相届ケ、 世話頼置 標札世話之儀、 / 奈良坂薬屋江弐百文遣

肘塚村ハ庄屋江相届、 井上町用人江弐匁三分/遣之、 札世話頼置、 大

> 薬師寺所蔵「休岡八幡宮遷宮記録」について(下)(及川) (143)

/之分北之坊罷帰り申出、安寺村も庄屋へ相届、/薬屋茂右衛門江弐匁四分遣之、世話頼置、右安寺村も庄屋へ相届、/薬屋茂右衛門江弐匁四分遣之、世話頼置、右

守故罷帰り、十六日ニ参候所、勝手次第/指出可申返事有之也、田江三条村江標札出申/度趣申遣、標札写・訴書等為念持セ遣、/留十三日、郡山寺社奉行月番竹内覚左衛門へ、/西之坊を以柳町門・高

横領八郎兵衛江百文遣之頼置、右之通北之坊/申出也、
一高田町者材木町年寄江届ケ、高田之門番へ/百文遣之、世話頼入、甘町目・四町目両方年寄江/相届ケ、町之用人江弐匁遣之、世話頼入、一十七日、北之坊大工人足等召つれ、郡山江標/札出シニ参ル、柳町五

茂/右之趣相談致、内意伺之義頼置、(モウ) (モウ) (単) (単) (単)) (世))

有之被申、廿四日、源左衛門へ参候所、明日拙者当番ニ候間、願書/表へ御出可廿四日、源左衛門へ参候所、明日拙者当番ニ候間、願書/表へ御出可

廿五日ニ指出願書左之通、

/御廊修復之儀ニ候間、何卒右之段御許容/被成下候様偏奉願候、以者、法会中御神前之捧物/を、御鬮を以講中百人江頂戴為致度奉存候、御廊神楽所等相残り、自力ニ/修復難仕候ニ付、近辺在町信仰之者江相/対を以、銀高五匁宛之万人講を相勤候、右講/中江相加り候者江独/対を以、銀高五匁宛之万人講を相勤候、右講/中江相加り候者江祖/対を以、銀高五匁宛之万人講を相勤候、右講/中江相加り候者江祖/対を以、銀部/容は、御殿之儀修理成/就仕候得共、致候儀、御許/容に遷宮仁付、明年三月二七日/之間法事執行、神宝拝見為当寺八幡宮正遷宮仁付、明年三月二七日/之間法事執行、神宝拝見為当寺八幡宮正遷宮仁付、明年三月二七日/之間法事執行、神宝拝見為

宝暦七年 宝暦七年 五月十五日

室積院印 塞師寺惣代

右之通指出候所、願書之趣聞置候、相対を以/致候義ハ勝手次第ニ可御奉行所

致被申出也、取次倉蔵

極月十日

入、取かゝり畢、/普請世話北之坊ニ申付、迄ニ/急々普請可致、先達而衆評ニ及候、/依之今日大工・日用等を南之御廊柱根朽チ下リ、桁等折レ、/殊外破損ニ及候ニ付、明年法事

町両所へ標札/為立ニ差遣畢、十六日、領下伊兵衛ニ人足差添、標札為持、/三輪明神鳥居前并八木

元立、田、伊兵へ罷帰申之、/八木ハ町年寄江相届相済候由也、田、伊兵へ罷帰申之、/八木ハ町年寄江相届相済候由也、三輪鳥居前ハ神主へ相届候上相立候由、/札世話ハ薬師堂屋へ頼置二

宝暦八年丑正月

四日ゟ大工・日雇等呼寄、普請取かゝり畢

一石屋・畳屋等ハ十六日ゟ参ル、

絵師は十二日ゟ参、新色所取かゝり思

せ候也、欄干之ぎほうし、是迄かな物無之、/此度新調也、大五十目一屋ね・垂木端かな物、京都ニ而めつき/かけさせ候所到来、此節付さ

に三十目宛也、

廿一日、南都御役所江指上願書之控、

奉願口上書

年二月会式之通、/法事中炎賑ひ之為指置申度候、右之/段御聞届被二日ゟ/二七日之間法事執行仕候ニ付、水茶屋/・辻打・見せ物、例去ル丑十月御願申上御許容被成下候/当寺八幡宮正遷宮ニ付、来三月

成下候様ニ奉願候、以上、

御奉行所

宝曆八戊寅年正月廿一日

一廿二日、領下伊兵衛ニ人足差添、南ノ五所村/・宇智郡五条町・ひかニォ) 右之通指出候所、斎藤倉蔵取次ニて/願之趣聞届有之候旨被申渡也、

候/ニ付、 本、 右三か所へ遷宮之/標札為建ニ遣、五条町は法輪院由緒も有之 平井六兵衛江書状遣シ頼入、標札為建候也

万人講興行ニ付、 国中江講札相弘メ候ニ付、 /縁を求メ右札も為持遣

一二月六日、西京式部参り申候は、 役所江 仕可被下 お頼なれは出仕可申間、 談致候/所、一度銀弐枚ニ而は得参上不申候、/他寺江参候は千疋宛 二而御座候、乍然、/外之御寺とは違イ神主由緒も有之/事なれは、 品御かへ可被下旨也、依之、相談之/上返答可申入申置、 一罷出候次ニ衆議之返事申入、両度ニ銀五枚礼可致間、 / 頼入候所、式部方迄承知致候趣返事 / 有之候也 礼/之品先年参候時もの同様ニ成り不申/候 今度/御法事二付、楽之儀中間江相 何茂出 八日御

二月廿四日、 当社八幡宮御神前参物・神楽料、 宜/・市相勤来り候訳難相立、其上参物 分仕来り候事ニ御座候、 奉存候、/たとへ格別之義ニ而候共、宮付之私共候/へハ、前々ゟ拝 物・神楽料共寺中江御取被成候/様ニ被仰付候、此儀ハ私共得心難仕 気毒ニ奉存候、 / 然ル所此度 / 正遷宮御法楽御勤被遊候ニ付、格別之 / 事故、 七条村禰宜両人、今在家市占/指出口上書左之通、 /多少二よらす拝分仕、 依之/御願申上候、 /是迄私共代々拝分仕来候御事御座 被仰付候趣ニ而ハ年来禰 神楽料ゑん切候様罷成候 禰宜・市之儀訳相立

宝暦八年

二被仰付可被下候、

偏奉願上候、

以上、

(一三ウ)

宮市 ま つ 寺田甘八幡宮禰宜 寺田甚五郎 甚右衛門

寅二月廿四 日

薬師 御年預

御役人中様

之候筈ニ相極メ、於年預所 少々遣シ候而も/苦かる間敷候趣ニ候故、高壱貫文有之/時者百文遣 生之参物/遣し候事無之、今度御遷宮之義者、畢竟非例之事ナレハ、 右之通願出候ニ付、令衆評候処、是迄/造花会之内参物遣候へ共、 / 右之趣申渡畢、 平

^{承仕}法輪院 北之坊

右、 立会二而申渡也

一廿五日、酉刻御遷宮神宝等は御廊/ニ出

(一五才) 御供等如下遷宮之時、 御湯料共弐斗壱升禰宜へ下行之、

奉願口上書

当寺八幡宮御遷宮之法事、 日法事之砌ハ与力中一頭御指越/被下、 日之両日は音楽/・法事相勤候得ハ、参詣群集可仕と奉存候、 、右之趣御聞届被下候ハ、難有可奉存候、 弥来月二日/ゟ執行仕候、 御神前御固メ被成候様奉願候 然は九日・ 右両 十五

宝曆八年寅二月廿九日

御奉行所

右之通願出候所、 斎藤倉蔵取次ニ而、 願之通聞届候と被申渡畢

終